

意見書

草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

2 調査、予測及び評価について

（1）全般的事項

ア 進出予定企業の業種を製造業、運輸業としているが、事業内容をできる限り具体的に想定した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。

イ 計画地北側及び東側に存在する小学校等の施設及び住宅の自然環境と生活環境の保全に十分配慮して、調査地点や時期を設定すること。

（2）大気質

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う微小粒子状物質についても調査、予測、評価の対象に加えること。

（3）騒音・低周波音

計画地東側に中高層の住宅団地が存在するため、高さ方向についても配慮すること。

（4）悪臭

冬季に接地逆転層の発生が予想されるので、冬季についても調査を行い、予測、評価を実施すること。

（5）動物、植物、生態系

計画地の植生を考慮した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、動物については、保全すべき種について定量的な調査、予測及び評価を行うこと。

（6）電波障害

施設の存在が電波受信状況に変化を与えることから、建築物等の規模や配置等を想定し、予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

(1) 全般的事項

ア 環境保全措置の検討に当たっては、近接地における実施事例（草加都市計画事業（仮称）三郷インター南部土地区画整理事業、（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業）を参考にすること。

イ 計画地がコンクリートやアスファルト等で被覆されることによる気温上昇が見込まれることから、具体的な対策を検討すること。

ウ 計画地西側に残存する農地への影響について具体的に想定した上、環境保全措置を検討すること。

エ 公園・緑地計画の策定にあたっては、地域住民等の意向を考慮すると同時に、周辺の農地及び緑地帯との連続性を踏まえた動植物の生息環境の確保にも配慮すること。

(2) 動物、植物、生態系

既存の農地に依存する動植物への影響について、できる限り回避・低減すること。

(3) 景観

大型物流倉庫などの大規模建築物の立地が想定されることから、建築物の色や配置及び緑地帯の配置等の適切な誘導による圧迫感の低減に努めること。